

# 令和3年(2021年)第7回ニセコ町議会臨時会

令和3年(2021年)7月21日(水曜日)

## ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 請負契約の締結について  
(近藤小学校校舎棟増築工事(建築主体工事))
- 5 議案第 2号 ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例
- 6 議案第 3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算

## ○出席議員(9名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
6番 浜本和彦	7番 小松弘幸
8番 高木直良	9番 青羽雄士
10番 猪狩一郎	

## ○欠席議員(1名)

5番 斉藤うめ子

## ○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
企画環境課長	高瀬達矢
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
商工観光課長	齋藤徹
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	片岡辰三
学校教育課長	前原功治

○出席事務局職員

事務局 局長 阿部 信 幸  
書 記 佐 藤 秀 美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本会議の開会中はクールビズ対応としています。上着を脱がれる方はこれを許します。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、浜本和彦君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、高瀬達矢君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、商工観光課長、齋藤徹君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、以上の諸君です。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号から日程6 議案第3号

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、議案第1号 請負契約の締結について、近藤小学校校舎棟増築工事（建築主体工事）の件から、日程第6、議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件まで、3件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日 1 日よろしくお願ひいたします。議案については、3 件一括ということでごちよつと長くなりますがよろしくお願ひいたします。

それでは日程第 4、議案第 1 号 請負契約の締結について説明をいたします。

議案の 2 ページをお開きください。議案第 1 号 請負契約の締結について（近藤小学校校舎棟増築工事（建築主体工事））。

次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

記、1 契約の目的 近藤小学校校舎棟増築工事（建築主体工事）。

2 契約の方法 指名競争入札。

3 契約の金額 9,009 万円。

4 契約の相手方 虻田郡ニセコ町字本通 137 番地、株式会社浦野工務店、代表取締役 浦野隆志。

令和 3 年 7 月 21 日提出、ニセコ町長 片山健也。

本件は、児童数の増加に伴い、近藤小学校に新たな教室を増築するというもので、当該教室は 2 階建て 2 教室とし、どちらも普通教室となるものです。令和 3 年 6 月 25 日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争入札参加者のうち工事実績を考慮して、札幌市の事業者 1 社、小樽市の事業者 1 社、倶知安町の事業者 2 社、ニセコ町の事業者 2 社の計 6 社を指名いたしました。令和 3 年 7 月 15 日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が 8,720 万円、最低額が 8,190 万円となりまして、株式会社浦野工務店に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率は 99.49%でございます。工事の工期については議決の後、令和 4 年 1 月 31 日までを予定としております。

議案第 1 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 5、議案第 2 号 ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案の 4 ページをお開きください。議案第 2 号 ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例。

ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 7 月 21 日提出、ニセコ町長 片山健也。

まずは、議案の 5 ページ中段の提案理由のご説明をいたします。別に用意しました第 7 回ニセコ町議会臨時会説明資料の裏面にあります資料 1 をあわせてご覧いただきながらお聞きいただきたいと存じます。今回ご説明する箇所は、資料 1 に記載する実線で囲んだ字ニセコ 473 番地 1 ほか 5 筆と、点線で囲んだ字ニセコ 476 番地 11 ほか 10 筆であり、指定管理におけるニセコ町アンヌプリ森林公園と呼んでおります。では提案理由でございます。こちらについては読み上げます。提案理由、ニセコ町アンヌプリ森林公園について、これまでの指定管理者、北海道中央バス株式会社でございますが、こちらとの協議をふまえ、令和 3 年 6 月 30 日をもって指定管理を終了し、以後、指定管理の継続はせず、町が直轄管理することといたしました。この際、ニセコ町アンヌプリ森林公園区域である字ニセコ 473 番地 1 ほか 16 筆、他 16 筆というのは先ほど申し上げた実線と点線を合わせた

全部の筆ということでございます。そのうち、既存建屋、これはいこいの湯宿いろはでございますが、その近傍、南側に位置する字ニセコ 476 番地 9 ほか 10 筆、及び当該筆上にあるテニスコート 4 面については、「ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例」を廃止をすることで、普通財産として管理をするというものでございます。これはいわゆる点線部分、テニスコートを含めて普通財産とするということでございます。また、いこいの湯宿いろはの隣を流れます無名川西側に位置し、今後も公園として活用する字ニセコ 473 番地 1 ほか 5 筆は、この実線部分でございますが、これについてはニセコ町公園条例に新たに編入し、引き続き行政財産として管理をするというものでございます。

提案理由については以上でございます。

続きまして、議案の 5 ページ上段、条例の説明でございます。まず、第 1 条は先ほどの実線部分、字ニセコ 473 番地 1 ほか 5 筆を既存のニセコ町公園条例中の別表 1 に加え、引き続き行政財産として管理するというものです。なお、別表 1 につきましては、A4 の横長の新旧対照表 1 ページに載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っておりますけれども、別表 1 の左側が旧、右側新ということで、1 番下にアンヌプリ森林公園が追加になっているということでございます。次に、議案にお戻りいただきまして条例の第 2 条でございます。ニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例を第 2 条において廃止をします。これによりまして、先ほどご説明した点線部分と点線部分にあるテニスコートを普通財産といたします。なお、廃止をするニセコ町アンヌプリ森林公園設置及び管理に関する条例についても、先ほどの A4 横長の新旧対照表の 2 ページから 5 ページにこの廃止をする条例を記載しておりますので、こちらも後ほどご覧いただきたいと存じます。

最後に、議案の 5 ページ下段でございます。ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条による町民参加等の状況ということでございますが、令和 3 年 6 月 28 日から 7 月 9 日まで、改正条例案を町の掲示板及びホームページで公表し、特に意見はございませんでした。

議案第 2 号についての説明は以上でございます。

続きまして、日程第 6、議案第 3 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。

別冊横長の令和 3 年度一般会計補正予算の議案をご用意いただきたいと思っております。議案第 3 号 令和 3 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 3 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6,675 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 2,980 万 5,000 円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 7 月 21 日提出、ニセコ町長 片山健也。

次のページをお開きください。第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入が 2 ページ、それから歳出を 3 ページに載せてございます。

4 ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

5 ページをご覧くださいと思います。今回の補正額 6,675 万 6,000 円の財源については、国道支出金で 6,155 万 2,000 円、一般財源で 520 万 4,000 円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたしますので、9 ページをお開きください。まずは歳出 9 ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、2 目自治振興費、12 節の行政推進員文書配布業務委託料 15 万 1,000 円。こちらは広報ニセコなど各自治会等に配布している行政推進文書の配布について、従来は庁舎管理業務とあわせて配達を行っていましたが、新庁舎に移行してからは予算の都合により、庁舎管理業務から配達業務を外していましたが、このほど高齢者事業団に発注が見込める状況となったということから、所要額を補正するというものでございます。

次、12 目財産管理費、14 節国際交流施設、外構工事 174 万 9,000 円の補正。本町国際交流施設については、学校法人北海道インターナショナルスクールに無償貸与を行っていますが、駐車場がなく、敷地内の道路に縦列駐車をしている状況ということでございます。また、中等部設立に伴う職員増加、それから建物前の町道が通学路になっていることなどに鑑みまして、今後の安全対策として、建物裏手の敷地に駐車場 5 台分を整備するというための費用を補正するというものでございます。

それから 23 目新型コロナウイルス特別対策費、10 節需用費の印刷製本費 4 万 2,000 円は、コロナ禍の経済対策として 1 人当たり 5,000 円の商品券を送付するための送付、封筒印刷製本費を補正するというものでございます。また、その下、11 節の通信運搬費 124 万 2,000 円は同じく商品券を送付するための郵送料を補正するというものでございます。ちなみに商品券発送の郵送の世帯は 2,700 世帯ということで予算化しております。その下、18 節の 1 つ目、ニセコ福祉会補助 391 万 9,000 円、こちらは新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、高齢者介護施設で実施する PCR 検査、感染予防に関する介護職員の時間外勤務手当、感染対策強化のための清掃費について、施設を運営するニセコ福祉会に支援を行うために補正するというものでございます。内訳につきましては PCR 検査キットが 70 名分で 69 万 3,000 円。感染予防に関する時間外が 94 万 1,000 円。清掃員費用として 228 万 5,000 円となります。その下、消費喚起プレミアム商品券発行事業補助 1,463 万 1,000 円、別冊補足資料の 1 ページをあわせてご覧いただきたいと思います。新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した観光の消費を回復させるため、観光客向けのプレミアム商品券を発行し、観光需要の回復を支援するというものでございます。商品券は 1 冊当たり 6,000 円分、1 冊当たりの購入額は 5,000 円、プレミアム率 20%とし、1 万冊を上限に発行したいと考えております。商品券はニセコ町に訪れる観光客への販売に限定し、商品券の販売場所は主に町内観光事業者や道の駅、JRニセコ駅、観光協会ホームページ上でオンライン販売などとする方法で検討しております。販売期間及び使用期間については、いずれも令和 3 年 10 月頃から令和 4 年の 1 月末頃までとしまして、商品券を使用できる事業者は観光協会で調整を行い決定をいたします。ただ、この期間についてですが、感染状況等を勘案しまして、適切な時期に実施できるよう柔軟に対応してまいりたいと考えております。また、事業の財源として北海道からの補助金、プレミアム率 10%分を充当したいと考えております。その下、商品券発行事業補助 2,641 万円、こちらは別冊補足資料の 2 ページをあわせてご覧いただきたいと存じます。新型コロナウイルス感染拡大による疲弊した消費を回復させるため、ニセコ町に住民登録がある町民全員に 1 人 5,000 円分の商品券、これは「買

物・食事宿泊券」ということですが、1人5,000円分の商品券を配布し、町内消費需要の喚起を行うと共に、消費者への経済的支援、消費による町内事業者を支援するというものでございます。配布の対象は、基準日において住民登録のある町民全員としまして、この基準日は配布の準備状況により、8月中をめどに設定をするという予定でございます。また、基準日において母子手帳の交付を受けている妊婦さんについては、5,000円の加算をするということとして考えております。商品券は町民1人につき1枚あたり500円のを10枚配布いたします。うち4枚、2,000円分ですが、これは町内飲食店及び宿泊施設での利用に限定するという考え方をしております。商品券全般の対象施設は商工会で取りまとめを行います。販売期間及び使用期間は、いずれも令和3年9月頃から来年1月末頃までといたしますが、これも先ほど同様、適切な時期となるよう柔軟な対応をしてみたいと考えているところでございます。その下、小学校修学旅行補助5万8,000円は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、ニセコ小学校及び近藤小学校における修学旅行の日程が7月から9月実施に変更したということに伴いまして、宿泊費が値上げする見込みとなったことから、その影響額を支援するというものでございます。その下、介護サービス事業者緊急支援給付金573万4,000円、こちらは新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護サービスの提供が困難となっている状況の中、感染症拡大の防止に努めながら介護サービスを提供している事業者が、その質を維持した安定的なサービスを提供するための支援として、交付金を支給するというものでございます。なお、積算については、施設の定員、特別養護老人ホーム50名、ショートステイ10名、デイサービスセンター30名、グループホーム18名の計108名に4万3,200円を乗じた額として466万5,000円の給付、それから、居宅介護支援事業としてケアマネジャーの受持ち件数99件に101万800円を乗じた額106万9,000円となります。これを給付するというものでございます。これらの単価については、新型コロナウイルス軽症患者の入院収益単価5万4,000円を基準に、施設分を8割掛けの4万3,200円、居宅介護支援分を2割掛けの1万800円と設定をしたということでございます。

それから10ページになります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、12節の移動支援委託料174万4,000円。こちらは、これまで介護保険事業により透析の移動支援を行っていた事業者が、事業縮小により対応ができなくなり、今後は障害者福祉事業として透析に係る移動を支援するため、利用希望者2名に要する費用を補正するというものでございます。さらにリハビリ通院のため、新たにこの移動支援の利用を予定している方1名についても補正をするというものでございます。なお、財源として国庫補助が2分の1、道補助が4分の1を充当するというものでございます。

それから11ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費は65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種について、7月末までに希望する高齢者の接種が完了する見通しとなりました。次の64歳以下に対する接種については、8月に町民センターで集団接種として行う予定としておりまして、今後想定される12歳から15歳の接種費用も含め、必要となる所要額を補正するというものでございます。まず、3節の職員時間外手当114万5,000円、こちらは8月の集団接種で主に土曜日に出勤するための費用を補正するというものでございます。その下、管理職特別勤務手当20万円も8月の集団接種業務で土曜日に出勤するための経費、管理職の分を補正するとい

うものです。その下、7節の新型コロナワクチン接種協力謝礼 251万7,000円は、集団接種4日間掛ける2回、及び今後想定される12歳から15歳までの接種、2日間掛ける2回を想定しておりますが、こちらの医師の謝礼と看護師等謝礼、それから予防接種業務従事者の謝礼に要する費用を補正するというものでございます。その下10節の食糧費3万6,000円については、集団接種時に招聘する医師・看護師の昼食費ということで補正するというものでございます。それからその下、11節通信運搬費13万1,000円は町民センター接種会場で使用するパソコンの通信料、それからニセコ医院に設置をしております冷蔵庫の無停電電源装置の通信費について、9月分までを予算計上していましたが、今後も必要となる見込みとなったため、年度末までの費用を補正するというものでございます。その下、管理手当30万円は、ニセコ医院に設置している冷蔵庫の管理手数料でございまして、こちらについても年度末までに要する費用を補正するというものでございます。その下、12節の新型コロナワクチン接種業務委託料335万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の加速を促すため、医療機関が診療時間外に接種を行った場合に1件当たり803円、税込みですけども803円の加算を行うということを国が決定したため、追加が見込まれる所要額を補正するというものです。財源として国庫負担10分の10を充当するというものでございます。その下、13節の接種管理システム使用料52万8,000円はワクチン接種管理システム使用料について、年度末までに要する費用を補正するというものです。なお、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料以外の費用については、国庫補助10分の10を充当いたします。

2項清掃費、2目塵芥処理費、14節一般廃棄物最終処分場修繕工事59万4,000円は、一般廃棄物最終処分場の南側腰壁の外壁について、雪害による被害が生じていることが5月31日に判明いたしました。このたび依頼していた見積りが届き、金額精査が整ったことから外壁材を交換するための費用を補正するというものでございます。補足資料3ページに説明箇所の写真を掲載しておりますので、後ほどまたご覧いただきたいと存じます。なお、雪害による損害保険金額が確定をした段階で改めて財源充当をいたします。

12ページ、7款1項商工費、2目観光費、14節アンヌプリ森林公園トイレ解体工事132万円は、ニセコ町アンヌプリ森林公園において、令和3年6月30日をもって北海道中央バス株式会社による指定管理が終了をいたしました。これに伴い、経年劣化により老朽化したテニスコートを廃止し、周辺を含めた当公園の一部を普通財産に変更し町有地として管理をいたしますが、当該地に設置をしておりますトイレの老朽化による損傷が激しく、今後の利活用が見込めないという判断をしたため、解体工事を行うというものでございます。

それから13ページ、10款教育費、4項高等学校費、3目教育振興費、18節全国高等学校定時制・通信制各種大会出場経費補助95万2,000円は、全国大会に出場する権利を得たニセコ高校生の大会参加に要する費用、引率を含めた交通費、それから宿泊料、参加料、用具送料などではございますが、これを補正するというものでございます。このたびは6月19日から20日に開催された北海道高等学校定時制・通信制体育大会において、卓球男女個人で各1名ずつ、それからバスケットボールの女子5名、柔道男子1名の計7名の生徒が全国大会に出場するということとなりました。補正の内訳ですが、卓球の全国大会が8月3日から奈良で行われ、4泊5日で23万7,000円。バスケットボールが8月19日から東京都内で3泊4日62万7,000円。柔道が9月18日から同じく東京



都内で1泊2日8万8,000円、合計の95万2,000円の補正ということでございます。

続いて歳入の6ページをご覧いただきたいと存じます。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目衛生費国庫負担金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金335万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種の加速を促すための加算費用について、財源となる国庫負担金10分の10を補正するというものでございます。

それから、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金4,703万6,000円は、令和3年度分の交付決定額7,708万6,000円を財源として、歳出で補正計上している新型コロナウイルス特別対策事業費に充当するための補助金を補正するというものでございます。なお、補正後の臨時交付金予算額は6,879万2,000円となりまして、今後の充当可能額は829万4,000円となるということでございます。

その下、2目民生費国庫補助金、1節障害者地域生活支援事業補助金87万1,000円は、透析などにかかる移動支援をするために要する費用について、財源となる国庫補助金2分の1を補正するというものです。

3目衛生費国庫補助金、1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金485万7,000円は、64歳以下の集団接種などを行うにあたり財源となる国庫補助金10分の10を補正するというものです。

7ページ、16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、1節の障害者地域生活支援事業補助金43万5,000円は、先ほどの透析の部分の4分の1ということのを道補助でもらうということです。

それから、5目商工費道補助金、1節プレミアムつき商品券発行支援事業補助金500万円は、観光消費を回復させるために行うプレミアム商品券発行事業について、財源となるプレミアム率10%分の道補助金を補正するというものでございます。

8ページになります。20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金520万4,000円。歳入歳出均衡による補正ということでございます。これによりまして、令和2年度から令和3年度への繰越金の留保額については、6,274万1,000円となります。

最後に、補正予算資料No.1については、今回の補正の概要、補正に伴う全会計の総括表、補正に伴う一般会計の歳入歳出内訳、それから補正の枠組みということで記載をしてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第3号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により午前10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時44分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 請負契約の締結について（近藤小学校校舎棟増築工事（建築主体工事））

の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 請負契約の締結について(近藤小学校校舎棟増築工事(建設主体工事の件))を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第2号 ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番(高木直良君) いくつか質問させていただきます。1つは公園という行政財産から普通財産へ移すと。その主な理由が何かというのが1つです。

それから、今までの条例は森林公園条例ということで、区域を列挙していました。それで今回、そのうちの一部を普通財産に移すということでもありますけれども、提案されているのは森林公園条例そのものを廃止するという事なんですが、私が思うのは、仮に区域を外すとしても森林公園のエリアの地番といいますか、その区域を変更するという森林公園条例を廃止して、一般のといいますか、町の公園条例に加えるということに至った経緯について、あるいは理由についてお聞きしたいと思います。

それから3点目でありますけれども、森林公園っていう特別な、これも公園法の何か、根拠があって森林公園と位置づけていたと思います。これを廃止することによる、私がちょっと心配するのは普通財産にした場合に、今後何らかの処分、売却とか貸与とか、公園じゃなくなるということで起きてくる問題があります。私が一番心配しますのは、緑地の保全という意味でこの普通財産にした場合の今後の在り方について心配がありますけれども、その点についてどのように今後考えていくかということについてお聞きしたいと思います。

最後に、この図からいいますと、この点線、河川のすぐ隣のちょっと四角くなっている場所、こ

こはいま八海山蒸留施設が建築されている場所だと思います。これは今までは公園区域ではなかったということなんですか。ここの土地の性格についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） まず1点目、今回の公園条例から普通財産のほうにする理由というところですが、先ほど説明もありましたけれども、この区域については平成18年から指定管理により維持管理の運営を中央バスへお願いしていたというところでもあります。今回6月いっぱいをもって指定管理が終了になって、中央バスとも協議した結果、指定管理の継続は行わないこととなったということで、町の直轄管理する方向になったというところでもあります。その中でも指定管理の財源となっていた有料施設のテニスコートについては経年劣化もし、利用者数も低迷していたというところでもあります。維持管理も困難になってきており、今後また大きな投資をしてまでテニスコートを維持するということは得策ではないというふうに判断して、テニスコートを廃止して、周辺の公園用地も含めて普通財産として直轄管理するのがいいのではないかというような判断に至ったというところでもあります。

2番目のご質問ですけれども、森林公園の区域の変更だけでいいのではないかというようなご質問だったというふうに思いますが、今の森林公園の条例の内容なんですけれども、指定管理を想定したような中身になっております。ですので、今後直轄の普通の公園管理というふうになると、他に町が直轄で管理している公園もいろいろありますので、そこと同じような取扱いということで公園条例の一本に整理したほうがいいのではないかという判断で、そういうふうにしたということでもあります。

続きまして、3番目の緑地の保全についてどう考えているかというところですが、現時点では右側の点線部分の木をすべて切って平らにするとか、そういったことは特に計画している予定はないのですが、町の考え方でも環境モデル都市でもございますし、今後何か民間の提案等がありましたら、当然緑地を活用したような取組にしてほしいということにはなるでしょうし、また、テニスコートの下の部分のほうだとか保安林に指定されてるエリアもございますので、例えばもう触れない森もあったりするので、その辺についてはしっかり対応していきたいというふうに考えております。

また、最後の4点目についてですが、今の八海醸造がある場所については、もう既にもともと公園区域ではなくて普通財産になっていたというところで認識しております。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） 回答の補足をさせていただきたいと思いますが、ニセコ町森林公園とあえて別な条例制定した理由は、テニスコートが有料化であったこと、それと今はありませんけれどもゲートボールコートも有料でつくってございまして、実はこの公園条例を1本にしたかったんですけれども、一部有料化が入っているので、あえてアンヌプリ地区森林公園と別に条例立てしようとして、そのほうがすっきりするということで当時やったもので、他の森林法とかそういうものとの関係は一切ございません。単に有料施設を持っているか持っていないかで条例分けをして、アンヌプリ森林公園として別に条例立てをしたということでもあります。今回有料化施設がなくなったので、普通の曾我森林公園と同じように戻したいということで、進めたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 行政財産の一部を普通財産にするという理由はちょっとわからないですよ、今のお答えの中では。つまり、指定管理の契約が中央バスでしたっけ、契約が消えるのを期して、それと今お話のあった有料施設を有料で施設としては使わないという問題があって、それで森林公園条例は廃止するというところまではわかりますけれども、その公園エリアを狭くして普通財産にするっていうことは、通常今までの普通財産の扱いについては、どこかの団体なり企業から申入れがあった場合にそこを借地として貸す貸与するとか、あるいは売却するとか、そういう流れがちょっと想定されたんですが、そういう話は具体的に、現在の段階であるのかないのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） 現段階では何か具体的にここにこうするというものはございません。ただ、先ほどおっしゃっていたように、隣には八海山さんの会社もあるということで、今後例えば醸造蔵をつくるか云々とかっていうようなご相談がある場合には、そのような部分についてはが検討させていただきたいと思っております。ただ現状でそれが具体的に何かあるかと申し上げると、今のところは特にございません。それから先ほど斎藤のほうからも申し上げましたように、保安林も既に含んでいるところもありますので、そもそも開発ができないということもございませぬ。もし八海山さんが今後開発をしようということがあったとしても、もちろんそれはこのエリアの森林であるとか自然景観であるとか、そういうものにマッチしたということをきっちりご理解いただいた上でやることになるであろうと思ひますし、その部分については我々も十分に検討しながら進めることになるであろうと思ひます。ただ、本当に今現状では特に具体的なものはございません。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4 番（榊原龍弥君） 高木議員の質問とだいたい一緒なんですけれども、今回指定管理の方法が変わったということで、それが行政財産から普通財産に変わったという部分の理由が、今の説明ではちょっとどうなのかなというのを単純に疑問に思ひます。普通財産っていうのは普通、何て言うんですかね、経済的活用を追求するために普通財産にするというのが一般的かなと思ひますので、ちょっとその辺の行政財産と普通財産の考え方について、もう少しご説明いただければなと思ひますが。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） まず、今回の経過としまして、もともとは厚生労働省が所管する勤労者いこいの村という施設で、北海道とニセコ町が一緒になってつくり、そこが管理をしていました。話がちょっと遠回りになるかもしれませんが、そこが解散になって、ニセコ町もこのまま持ち続けるというわけにはいかないということで、中央バスさんに建物を売って、土地はお貸しして、管理をしてくださいと。管理をしてくださいというか、売却してそのまま中央バスさんがいこいの村を実施することになりました。あわせてそのときに、もともと勤労者福祉施設として管理していた公園はですね、当時先ほど申し上げましたように、テニスコートについてはまだ人気があって、有料

で貸付けもできるということだったものですから、指定管理というかたちの中で、テニスコートは有料で貸付けて、多少なりの売上げがあると。それも含めて、他の広い我々が言っている森林エリアについても、草刈りも含めてですね、お金を生むところではないんだけど、あわせて、指定管理でやってくださいと。おまけをつけてやっていただいていたということです。もともとそれで均衡がとれるぐらい売上げがあったかというところとちょっとそこは疑問なんですけど、それでも自分たちの施設の近郊ですから、やっていただいていたという経過がございます。ただ、長い年月の中で今テニスをやる方も相当減ってこられて、そこに対する売上げも年々年々減ってきていると。それから経年劣化も含めて、テニスコートも余りよろしい状態ではなくなっていると。我々のほうもお金をかけて、さらに直すかというような需要でもないという中で、いよいよ有料施設についても、そんなに売上げも上がらないし、ただただ中央バスさんからするとお金のかかる草刈りも請け負っているわけですから、そろそろお返ししたいということもありまして、それは町のほうで受け取って、そろそろ町直営管理をしたほうがいいのではないかという決断をさせていただいたというのが一つの経過でございます。戻ってくる時点で、ではなぜこちらの南側について普通財産にするかというところがございますが、南側についてはもう既に今は八海山さんにお貸ししているところですか、今回トイレも改修せずに壊すですとか、それからテニスコートについても老朽化が激しくなったということで、これらもあわせて普通財産にするということで、いわゆる先ほど価値を生むというお話をさせていただきましたが、新たな活用方法のもとに、例えば民間さんが使うとかいうときにご相談に乗って、よりこのエリアが自然も守りながらも経済的な価値として動かせるようにするため、今のうちから普通財産にしておくという考え方もできるのではないかということで、この川の東側の遊歩道を含めるととてもすばらしい部分と、またこっち側の川の反対側についてはですね、逆に自然を守りながらも活用できる方法ということを考えてほうがよろしいのではないかという判断のもとに、今このような経過になったということがございます。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） ちょっと保安林で話が出たので確認したいのですが、これは保安林が全区域にかかっているのかどうか。それと国定公園、こういう法がかかっているのかどうか。その2点ちょっと確認したいんですが。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤課長。

○商工観光課長（斎藤徹君） この図面でいくと、テニスコートって書いてあるところの下側ですね、ここテニスコートっていう文字がかかっているところ、実は筆分かれてるんですけど、ちょうどテニスコートの二の下あたりから横に棒伸びている、この筆の線、ちょっと分かりづらくて申し訳ないんですけど、この下は保安林指定になっています。そして国定公園は全部国定公園エリアという認識をしています。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） では、今のテニスコートの下の部分しか保安林としてかかってないっていう理解でいいんですか。

○議長（猪狩一郎君） 斎藤課長。

○商工観光課長（齋藤徹君） 先ほどちょっと説明がもれていたんですけれども、左側の実線部分も保安林です。テニスコート部分についてはテニスコートですので保安林ではありません。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 ニセコ町公園条例等の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） いくつか質問させていただきます。まず9ページの18節に、先ほどのご説明の中でニセコ福祉会補助ということで391万9,000円、時間外とPCR検査っていう説明がちょっとあったと思うんですが、関連でお聞きしたいんですけども、これまで介護施設における職員に対するPCR検査っていうのは、どの程度の頻度で行われてきたかという実績、それから今後ワクチン接種全般は8月中には行き渡りますけれども、その後も例えば介護施設なり、学童なり、子どもたちと接する職員さんたちに対して、PCR検査はやはり定期的に接種後も必要になるのではないかと思いますけれども、その辺の考え方があればお聞きしたいと思います。

次に10ページ、先ほどのお話で共和町の診療施設で縮小のために透析ができなくなるということなんですが、先ほど2名の方はご利用されていると。例えば共和町が駄目になると、この近隣でいうと透析のできる医療施設っていうのはどこなのか参考にお聞きしたいと思います。それから共和町の診療所が縮小ということなんですが、もし分かればいいんですけども、その縮小に至った主な経緯、原因が分かればお聞きしたいというふうに思います。

それから3点目、11ページ、今後ワクチン接種が進んでまいります。ワクチン接種に絡んでちょっと関連の質問なんですけども、介護タクシーを利用して、移動困難の方にはサービスを提供するということでしたが、これまでの利用実績などがもし分かりましたら、お知らせいただきたいと思います。

それから、これは全国でも今ワクチンの数量確保が問題になっていますが、これはご説明になかつ

たので淡々と予定どおり進むというふうに理解いたしましたけれども、本当にと言ったら悪いのですが、数量の確保はもう万全であるということによろしいのでしょうか。

以上についてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目ニセコ福祉会でのPCR検査等の実績の部分でございます。昨年度の実績としては、PCR検査キット10名分、そのほか抗原検査キット、これらは町からの支援で購入しております、PCR検査については10名分、抗原検査につきましては、ごめんなさい、ちょっと今資料なくて申し訳ございません。数10名分をご用意していると思うんですけども、適宜必要に応じて福祉会のほうで実施しているということでございます。具体的には職員が札幌などへ行った場合の検査等に使用しているというふうに聞いてございます。それとそれに関連して、町の例えば学童施設ですとか、教員等ですか、これらの人に対してのPCR検査を実施してはどうかということにつきましては、現在のところを想定してございません。

2点目の移動支援のところのご質問でございますが、ちょっと説明のほうではごめんなさい、うまく伝わっていなかったと思うんですけども、実際に透析を行っている医療施設は倶知安の厚生病院でございます。移動支援を行っている事業所が共和町の事業所ということですので、共和町の診療所で透析を行っているということではございません。こちらの事業所さんにつきましては、近年職員の高齢化なども進んでおりまして、この介護保険事業の指定居宅介護支援サービスにつきましては、事業を縮小した上で、障害のほうの移動支援のほうは残すといったようなことを検討されてきたというふうに聞いてございます。ちなみに、透析のできる医療機関、近辺でということになりますと、ニセコ町の方で実際に利用されている方は洞爺の病院のほうへ通われている方がいるというのと、後志管内では小樽市があるのかなというふうに思っております。

それとワクチン接種の関係の介護タクシーの実績でございますが、町のほうが移動困難者の移動支援の委託をお願いをしている事業所さんではですね、5月の送迎の利用が1名、往復2回ということですね、それと6月の利用者が3名というような中身になっております。これと別に、社会福祉協議会のほうで独自に福祉有償運送を活用した利用も行っておりますが、そちらのほうちょっと確認したところですね、福祉有償ではなく、あくまでも社協のボランティアサービスの事業として利用しているのが、10名弱の往復なので10回掛ける2回ということになりますか。それと有償のほうで利用している、もともと登録している利用者の方も10名程度というふうに聞いておりまして、こちらのほうはちょっと正確な数字はうちのほうではまだ把握できておりませんが、大体これぐらいの利用実績ということで聞いてございます。

それから、ワクチンの量が足りるかというところについてですけども、現在のところは高齢者の分はもう既に終了するというところで足りているということです。一般の方向けを今8月4日から4日間が1回目として、数としては約2,600名程度を予定してございますが、この分の確保はできているところでございます。最後に来るのが8月2日に4箱、ファイザー製のワクチン4箱で足りるような算段しておりますが、最後が8月2日に到着するという予定で想定してございます。あと12歳から15歳の方につきましては、この集団接種でのワクチンの余り具合によっては、さらに国

に要望しなくても、この4箱の残で足りるのかなというところで、ちょっと今まだ一般の方の予約を受け付けている最中なので、そこはちょっとまだ見通しが立ちませんが、現在のところ一般の部分については確保されていると。12歳から15歳についても調整中というような状況でございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） ご質問の内容とは離れているかもしれませんが、ちなみにということでも申し上げておきたいと思います。ニセコハイツの関係者の方については既に接種は2回終了しているということで、申し添えておきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 先ほど福祉課長からのお答えで、学童あるいは教員等については考えてないということなのですが、私の質問としてはですね、介護施設関連職員がワクチン接種はもう終わっているけれども、さらに定期的に今後もPCR検査で万全を期してチェックをする予定があるかないかという点についてお聞きしましたので、それについてのお答えをよろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 現在のところ予定ございません。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 2点お伺いします。1点目は9ページの上段、行政推進文書配布に関わる委託料ですが、現在行っているものから新たに高齢者事業団に委託するということですが、この経過についてもうちょっと具体的にご説明いただきたいなど。なぜ新たに15万1,000円が計上されるのかと。庁舎管理の中で既に予算化されているのであれば、そちらの減をされてしかるべきなのかなというふうに単純に思いましたのでお伺いしたいと思います。また、あわせて15万1,000円の積算の根拠を具体的に、どのような積算をもってこの予算となったのかということをお伺いしたいと思います。

もう1点なのですが、23目コロナウイルス対策に関わっての商品券の配布に関する説明の中で、適切な時期、適切なということを何回か繰り返しておっしゃっておられましたが、その適切になっていくことは具体的にどういうことを指しているのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） 篠原議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の行政推進文書配布業務委託料の関係で、昨年度までの旧庁舎で行われた庁舎内外の清掃管理業務の中で、実際実施していたということで、これが大体300万円くらいの契約でございました。この中には町内配達、行政推進の配達等の内容が入っておりました。新庁舎になるということで、新たに管理業務契約を結ぶとき見積りをとった段階で、新庁舎の部分では清掃業務だけで337万5,900円程度かかるということで、町内配達を継続する場合においては、さらに人件費月20数万円が必要だということで、委託事業者さんのほうから言われました。予算の段階で今回は清掃だけ取りあえず予算化をするということで、新庁舎になるまでにその対応について検討しようという



ことでしたけれども、実際にちょっと調整はしたんですが決定に至らず、最終的に5月分の配送については郵便で行ったと。ところが郵便で行うとどうしても郵便局を通しての配送になりますので、タイムラグが総じて、最終的には皆さんにちょっとご迷惑をおかけしたという経過がございます。そのため、町内配達をまた再度検討させていただいた中で、高齢者事業団のほうが請け負っていただけということで、この金額になったということでございます。

内訳については中村課長のほうから説明していただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 高齢者事業団からの見積りの状況なんですけども、2班体制で1日回っていただくということで1日7時間、単価1,200円、2名。1日に2名で1万6,800円と車が2台分ということで、1日1台1000円という単価で高齢者事業団さんのほうで設定されていますので、そちらを計算した金額となっております。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 商品券の関係についてでございます。まずプレミアム商品券については10月頃から来年の1月末頃までと。それから、プレミアムでない普通の商品券5,000円の商品券については9月頃から来年の1月末ぐらいということで一応、一応といいますか、そのようなかたちで進めていこうと決めているところではありますが、今の北海道の蔓延防止の状況が発令されるですか、そのようなこともある程度考慮をしていかなければならないかもしれませんし、現状の人が動く状況ですとかその辺のところを加味して、適切な時期を選んでまいりたいと。そういう意味で適切な時期ということをお話をさせていただきましたが、配布の時期について、販売の時期については、この9月から1月末もしくは10月から1月末より長くなることはない。準備的にもちょっと無理ですので、それはないです。その配布の時期がある程度短くなるとか、そういうことについては検討しながら柔軟に対応してまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 行政文書の配布に関わってなんですけど、ざくっと言えば新庁舎の維持管理にかかる費用の見積りができていなかったということに尽きるのかなというふうに思うんですが、当初の中でその辺はきちっと把握されてしかるべきというふうに考えます。新たな行政需要を起すというようなことにはやっぱりならないんだろうというふうに思うんですが、その点を含めて今後さらにこういうような事態が起きうるのか否かについて考え方を伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まず今回の庁舎移転に関して、予算を組み直す段階から庁舎移転までの間に具体的な検討がなされなかったことについては、こちらとしても申し訳なかったなと思っております。ただ、これについては少し僕らの読みも甘かったということで、町民の皆さんにもちょっとご迷惑かけた点がありますので、これについては反省させていただきたいというふうに思っております。また今後は点検をしておりますので、予算でみなかった部分を再度予算計上しないようなかたちできちっと精査をしていきたいと思っております。今のところ、当初予算で見積もらなかった部分を新たに補正予算を組んで計上する予定はございません。

○議長（猪狩一郎君） 副町長。

○副町長（山本契太君） 今、担当課長のほうからもお話ありましたけれども、適切な予算の確保という意味で、先ほど話合いの中でちょっと至らなかったという部分もありましたということは事実でございますので、その分については町民の皆様にもご迷惑をかけることにもなった部分もございますので、そこについてはお詫びをさせていただきたいと存じます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

浜本議員。

○6番（浜本和彦君） 1点だけ、11ページの14節工事請負費、最終処分場の修理なんですけど、過去にはなかったのか。それと、今後他の場所も起こりうる可能性があるのかないのか。これ材質は何でできているのか。その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（猪狩一郎君） 中村課長。

○町民生活課長（中村正人君） 過去には実は建設当初から同じような腰板部分が壊れたというのは、2回ほど修繕の経過があります。今後についてなんですけど、今回直す部分については板をあてて、できるだけ割れないようにその内側にも木の板を少しあてるような工事もしたいと考えております。材質は押出成形セメント盤というものになっておりまして、一般的な住宅のコンクリート基礎ではなく、セメントの板みみたいなものになっておりまして、実は今回同じものをつけるんですね、製作に2か月程度かかるような特殊なものということになっております。

○議長（猪狩一郎君） 浜本議員。

○6番（浜本和彦君） そもそも話なんですけど、雪国では考えられない設計だったんじゃないかと思います。当然、雪害によるものは起きるはずなんですけど、材質的にやはり問題があったんじゃないかと言わざるを得ないと思います。他の場所でも私再々言うておりますけれども、やはり設計の段階でやはりもっといろんなことを想定しながら設計しておかないと、この庁舎を造るときもそうですけれども、雪害ということに対してやはりもっと設計時に気を配るべきだと思います。やはりもっといろいろなことを想定しながら考えるべきだと思いますので、今さらなんですけれども、なるべく補修費がかからない手だてを、壊れてからじゃなくてある程度もう想定されるのであれば、お金がかかっても、壊れたから直すんじゃなくてです。前に補正を組んでやったほうが職員にも大変いいですし、費用的にもそのほうが安くつくと思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 過去にもできて2年後ですかね、それで雪止めを付けたり、いろんな調査をして、そのあとにも実際もう1件雪害でこういうことになったということでもあります。当初設計段階で私が担当しておりまして、あそこがいっぱいになると横にそのまま移築するというものでありまして、立ち上げでコンクリートを使うと大変経費が膨らむということで、当時設計段階ではその基礎自体の上の部分がそっくり移動できるということで、安価に収めるということもあって現在のものにしました。当時は屋根雪が落ちて割れることはないということで、実はコンサル担当のほうも建設会社のほうもそういう話で実は進めておりましたが、結果的には破損、同じような

かたちでありましたので、1回目につきましては全額コンサルタントと事業者が負担ということで、2回目からは大分年度がたってからでしたので、雪害の保険料で対応させていただきましたけど、当初もう少し慎重にということであれば、おっしゃるとおりというふうに思いますので、今後十分その辺、初期投資がかかってもきちっと経費が少なくなるよう配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

小松議員。

○7番（小松弘幸君） 8月の町民センターでの集団接種の関係なんですけども、土曜日は別として駐車場結構混雑しております。そういったことで接種者専用の駐車場の確保っていうのはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、現在の町民センターの駐車場がかなり手狭になっているという状況なんですけれども、実はここのある程度の部分が役場職員の車を駐車しているという状況でございます。なので、役場職員についてはこの4日間については町民センターの使用を控えていただくような、内部での調整が一つ。それと、この4日間につきましては、町民センター自体の一般の利用を極力控えてもらっておりますので、町民センター利用目的の方の駐車場の利用はほぼないというふうに判断してございます。あわせてですね、向かいの大円寺さんの駐車場のほうも必要に応じては使わせていただきたいというような調整を図っておりますので、この4日間につきましては駐車場を確保できるというような算段をしているところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬議員。

○3番（高瀬浩樹君） 9ページの14節国際交流施設外構工事、その施設のどこら辺にこの駐車場5台分をつくらうとしているのか。

それと関連しまして、ちょっと話外しますけど、役場の駐車場、私たちの地域の人からこないだ言われたんですけど、正面のあそこで2度ほど電柱にぶつかったと。何度かそういうことを言われて、私も何度か見に行ったけど、あの駐車場はバックしたら道路に直接出ちゃうんで、入るときはわかっているけど、出るときは駐車場で曲がろうとするんですよ。それでやっぱりそういう事故があったのかなと。それを何とかしてほしいという話を1回受けて、これ少し考えるべきじゃないのかな、せっかくこんな庁舎きれいなのに、そこでぶつかって不快感を持って帰るなんていうのはどうなのかなと。これからもここに入れるべき場所にあるのかなと思っていますけど、その辺はどういうふうに考えていますか。

○議長（猪狩一郎君） 福村課長。

○総務課長（福村一広君） まずインターナショナルスクールの駐車場なんですけども、そちらのほうは正面向かって、本当の裏側に5台分の駐車場スペースをつくるということで、基本的にはアスファルト舗装しないで砂利にして圧接して設置等して行々んですが、今回中等部が新設されるということで、既にインターナショナルスクールさんのほうで中等部の教室も増設して、新学期から中等部がスタートするというのも踏まえて、交通量が少し多くなるだろうということもあって、今まで玄関のところに駐車スペースがあって非常に危険でもありましたし、ちょっとご不便かけたとこ

るもありまして、インターナショナルスクールさんのほうの要請もあったということで、先般そういうふうに駐車場整備の予算を上げさせていただきたいということでございます。

それと危険な部分というのは、インターナショナルスクールじゃなくてうちの庁舎の駐車場。これについては予算とは別ということで、ちょっと説明させていただきますと、電柱については経過としては庁舎整備係のほうで庁舎整備前にNTT側と協議したんですけども、道路改良以外での電柱移設ができないということで1回断られた経過があります。再度、私のほうでですね、NTT側と協議して、最終的には今月の末に、本来は旧庁舎外に移設できればいいんですけども、ちょっとそれは旧庁舎の駐車場整備のときに合わせてやるということで、今回は電柱をあそこの位置から正面玄関のほうにやや移しまして、駐車場にはひっかからないように移設をするということで、先般NTT側と協議をまとめたところでございます。僕らもちょっと危険で何回もちょっと事故起きているのを見ているものですから、早急に対応させていただいたということですが、準備にちょっとやや時間がかかりますので、少々お待ちいただければと思っております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

これをもって質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第3号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和3年第7回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)